



# 山形県公報

平成28年11月4日(金)  
第2794号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……1207
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……1208
- 同……………(同) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

#### 指 示

- 漁業法によるはたはた採捕の制限……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……1209
- 平成29年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験の実施……………(教育委員会) ……同
- 平成29年度採用山形県立特別支援学校実習教諭選考試験の実施……………(同) ……1212

## 告 示

### 山形県告示第924号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.75%」を「年0.85%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年10月20日から適用する。
- 平成28年10月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第925号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年10月20日から適用する。
- 平成28年10月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第926号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市相生町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年10月17日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

#### 山形県告示第927号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年10月24日から平成29年1月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に来遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成28年11月4日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。ただし、山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第44条第1項の許可を受けた者が試験研究又は教育実習のために行う場合は、この限りでない。

| 海 域             | 採 捕 方 法                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 水深30メートル以浅の沿岸海域 | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。） |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年11月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人学童保育所たんぽぽクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 悦雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市城北二丁目1番52号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、米沢市街の学童に対して、主に学童保育事業に関する事業を行い、留守家族の放課後および休校時における児童の生活環境の整備を促進し、児童の健全育成を図ることにより、地域児童の福祉向上と地域児童の安全に寄与することを目的とする。

平成29年度採用山形県立高等学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成28年11月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種      | 職       | 職 務 内 容                                           | 志 願 資 格                                                                                                                                      | 採 用 見 込 数 |
|---------|---------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高 等 学 校 | 実 習 教 諭 | 普通系<br>高等学校において、理科、家庭及び情報に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者                                                           | 若干名       |
|         |         | 農業系<br>農業に関する学科を置く高等学校において、農業に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 次の①、②のいずれかに該当する者<br>①高等学校、大学等において農業関係の学科を修めて卒業した者又は平成29年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者<br>②高等学校における農業に関する指導経験を1年以上有する者又は平成29年3月31日までに1年以上有する見込みの者 | 若干名       |
|         |         | 看護系<br>看護に関する学科を置く高等学校において、看護に係る実習について、教諭の職務を助ける。 | 保健師助産師看護師法に規定する看護師免許を有する者                                                                                                                    | 若干名       |

(注1) 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第2項に規定する実習助手

(注2) 各系共通の志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

## 2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

| 志願職種        | 有していることが望ましい知識、技術、資格等                                                                                                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実習教諭<br>普通系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理科、家庭及び情報に関する基本的な知識と技術</li> <li>・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術</li> </ul>                                                                  |
| 実習教諭<br>農業系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関する知識と技術</li> <li>・ワープロソフト、表計算ソフトの基本的な操作技術</li> <li>・取得資格の例<br/>大型自動車免許、大型特殊自動車免許、家畜人工授精師免許、危険物取扱者（乙種）、けん引免許、農業機械整備士 等</li> </ul> |
| 実習教諭<br>看護系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護に関する知識と技術</li> <li>・看護師としての実務経験</li> </ul>                                                                                         |

## 3 出願手続

## (1) 志願書等の用紙の配布

## イ 用紙の請求先

山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## ロ 配布開始日

平成28年11月4日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立高等学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

## (2) 提出書類

## イ 第一次選考試験のため提出するもの

## (イ) 志願書

## (ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

## ロ 第二次選考試験のために提出するもの（第二次選考試験の試験当日に持参する。）

## (イ) 推薦書（厳封親展）

※推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

## (ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

## (ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

## (3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

| 受付期間                             | 受付時間                              | 提出先                                        |
|----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 平成28年11月7日（月）から<br>同年11月18日（金）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | 山形県教育庁総務課教職員室<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

イ 志願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（高等学校実習教諭）在中」と朱書し、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成28年11月18日（金）までの消印有効とする。

## (4) 受験票の送付

平成28年12月5日（月）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛てに受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

## 4 選考試験

(1) 第一次選考試験

- イ 期日 平成28年12月15日（木）
- ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(630)2743）
- ハ 試験内容
  - (イ) 筆記試験（一般教養） 教育的分野についての知識、法規等を含む。
  - (ロ) 作文
- ニ 時程 実施要項のとおり

(2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。  
 なお、集合時刻等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

- イ 期日 平成29年1月24日（火）
- ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(630)2743）
- ハ 試験内容 個人面接及び口頭試問

5 選考試験結果の通知等

- (1) 第一次選考試験の結果発表は、平成29年1月13日（金）午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は、同年2月2日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも可否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。
- (2) 採用は、平成29年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験結果についての電話等による問合せには、一切応じない。

6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。  
 なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）。

| 開 示 内 容               | 開 示 期 間                          | 開 示 場 所       |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 第一次選考試験の筆記試験得点及び総合ランク | 合格発表の日から1箇月間<br>(2月13日午後4時30分まで) | 山形県教育庁総務課教職員室 |
| 第二次選考試験の総合ランク         | 合格発表の日から1箇月間<br>(3月1日午後4時30分まで)  |               |

7 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種   | 筆記試験<br>(一般教養) | 作 文 | 満 点  |
|-----------|----------------|-----|------|
| 実習教諭（普通系） | 100点           | 50点 | 150点 |
| 実習教諭（農業系） |                |     |      |
| 実習教諭（看護系） |                |     |      |

選考基準：筆記試験及び作文の合計得点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

| 志 願 職 種   | 個人面接 | 口頭試問 | 満 点  |
|-----------|------|------|------|
| 実習教諭（普通系） | 50点  | 50点  | 100点 |
| 実習教諭（農業系） |      |      |      |
| 実習教諭（看護系） |      |      |      |

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

- イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ロ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ハ 口頭試問では、各系列の「専門的な知識」「理論的思考」「表現力」等について評価する。

8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号023(630)2863）に問い合わせること。

平成29年度採用山形県立特別支援学校実習教諭選考試験を次のとおり実施する。

平成28年11月4日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種     | 職    | 職 務 内 容                                      | 志 願 資 格                                                                                                                                                                              | 採用見込数 |
|--------|------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 特別支援学校 | 実習教諭 | 職業科等（情報、木工、窯業、園芸農業、家庭）の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格事項に該当しない者</li> <li>・高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）を卒業した者（平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）及びこれと同等以上の学力を有する者</li> </ul> | 若干名   |

(注) 実習教諭：学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第60条第2項に規定する実習助手

2 有していることが望ましい知識、技術等

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 志願職種 | 有していることが望ましい知識、技術等             |
| 実習教諭 | ・情報、木工、窯業、園芸農業、家庭に関する基礎的な知識と技術 |

3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

- イ 用紙の請求先  
山形県教育庁総務課教職員室（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）
- ロ 配布開始日  
平成28年11月4日（金）

ハ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）の上、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封し、封筒の表に「県立特別支援学校実習教諭選考試験実施要項請求」と朱書して簡易書留で申し込むこと。

## (2) 提出書類

イ 第一次選考試験のため提出するもの

(イ) 志願書

(ロ) 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

ロ 第二次選考試験のため提出するもの（第二次選考試験の試験当日持参する。）

(イ) 推薦書（厳封親展）

※推薦書の様式は、第一次選考試験の合格者に送付するが、第一次選考試験の結果発表後に山形県ホームページからダウンロードすることができる。

(ロ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ハ) 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、82円切手を貼ること。

## (3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

| 受 付 期 間                           | 受 付 時 間                           | 提 出 先                                      |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|
| 平成28年11月7日（月）から<br>同 年11月18日（金）まで | 午前9時から午後5時まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | 山形県教育庁総務課教職員室<br>〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号 |

イ 志願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（特別支援学校実習教諭）在中」と朱書し、裏には氏名を記入すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成28年11月18日（金）までの消印有効とする。

## (4) 受験票の送付

平成28年12月5日（月）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛てに受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入の上、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

## 4 選考試験

## (1) 第一次選考試験

イ 期日 平成28年12月15日（木）

ロ 試験会場 山形県総合研修センター（山形市松波三丁目7番1号 電話番号023(622)2743）

ハ 試験内容

(イ) 筆記試験（一般教養）

(ロ) 作文

(ハ) 実技

ニ 時程 実施要項のとおり

## (2) 第二次選考試験

第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合時刻と場所等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

イ 期日 平成29年1月24日（火）

ロ 試験会場 山形県庁（山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2864）

ハ 試験内容 個人面接

## 5 選考試験結果の通知等

(1) 第一次選考試験の結果発表は、平成29年1月13日（金）午後3時の予定。第二次選考試験の結果発表は、同年2月2日（木）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 採用は、平成29年4月1日以降とする。

(3) 選考試験結果についての電話等による問合せには、一切応じない。

#### 6 選考試験結果の開示

第一次選考試験及び第二次選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求する（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。）。

| 開示内容                  | 開示期間                             | 開示場所          |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 第一次選考試験の筆記試験得点及び総合ランク | 合格発表の日から1箇月間<br>(2月13日午後4時30分まで) | 山形県教育庁総務課教職員室 |
| 第二次選考試験の総合ランク         | 合格発表の日から1箇月間<br>(3月1日午後4時30分まで)  |               |

#### 7 配点、選考基準及び評価の観点

##### (1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

| 志願職種 | 筆記試験 | 作文  | 実技  | 満点   |
|------|------|-----|-----|------|
| 実習教諭 | 100点 | 50点 | 50点 | 200点 |

選考基準：筆記試験、作文及び実技の合計得点により選考する。

##### (2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

| 志願職種 | 個人面接 | 満点   |
|------|------|------|
| 実習教諭 | 100点 | 100点 |

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、資格等を総合的に勘案し選考する。

##### (3) 評価の観点

イ 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ロ 実技では、「工具の使い方」「安全への配慮」等について評価する。

ハ 個人面接では、「教育公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

#### 8 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁総務課教職員室（電話番号023(630)2864）に問い合わせること。